

【受領委任払いによる住宅改修費の支給の流れ】

① 住宅改修について、介護支援専門員（ケアマネジャー）等に相談します。

利用者は、住宅改修についてケアマネジャー等に相談し、住宅改修を必要とする旨を記載した理由書を作成してもらいます。

※要支援1・2の方は地域包括支援センターに相談してください。

※理由書の作成についてはケアマネジャー・福祉住環境コーディネーター2級以上・作業療法士のいずれかの資格が必要となります。



② 住宅改修する前に、町に事前申請をしてください。

〈提出書類〉

1. 受領委任払い同意書（様式1）
2. 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前承認申請書兼承認通知書（様式6）
3. 住宅改修が必要な理由書
4. 工事費見積書
5. 平面図
6. 住宅改修前の日付入り写真
7. 住宅改修の承諾書（住宅の所有者が対象者以外の者であるとき）



③ 改修費用を施工業者に支払い、領収書を受け取ってください。

町からの承認後、利用者は、改修費用の自己負担分（1割～3割）を住宅改修事業者に支払います。その際、領収書を受け取り、改修費用や支払った金額を確認します。



④ 住宅改修後、町に支給申請をしてください。

〈提出書類〉

1. 介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）（様式7）
2. 利用者負担額に係る領収証
3. 工事費内訳書
4. 住宅改修後の日付入り写真



⑤ 改修費用の7～9割相当額（18万円が上限）が町から住宅改修事業者に支払われます。

住宅改修事業者の口座に住宅改修費が振り込まれます。